

令和 2 年 度
文化アセスメント
実施結果報告書

2021（令和3）年12月

川崎市文化芸術振興会議

令和3年12月2日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市文化芸術振興会議 会長 垣内 恵美子

令和2年度文化アセスメント実施結果の報告について

川崎市文化芸術振興条例第8条の規定に基づき、令和2年度の文化アセスメントを実施いたしましたので、結果を御報告いたします。

文化アセスメントは、市民生活の充実やまちづくりの進展に向けて取り組まれている「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」上の重要な事業を選び、選んだ事業の取組内容について実地に確認を行いながら、事業の目的や文化芸術性、市民との関わり、効率性などについて総合的に検証した上で、本来の事業目的の達成に向けた改善の方向性等について文化政策的提言を行うものです。

令和2年度の文化アセスメントの対象事業は、令和元年度末に突如広がった新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が制限され、活動の継続が困難となってしまった文化芸術の担い手等を支援するとともに、文化芸術に触れる機会を市民に提供する「川崎市文化芸術活動支援事業（川崎市文化芸術活動支援奨励金）」といたしました。

評価作業については、川崎市文化芸術振興会議の委員が、事業の制度設計や公募者からのアンケート結果等の資料を確認、また、この事業に応募された、動画を視聴し、その上で、担当行政部局へのヒアリングを行い、全体討議を経て、最終的に委員全員の合意により評価書として取りまとめたものです。会議、ヒアリングはオンライン会議等の感染症対策を行い、実施いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、限られた時間と人的体制の中で実施されたものであり、個別には意を尽くせなかった部分も残りましたが、現時点での最善の結果報告であると考えますので、この報告が川崎市における今後の文化芸術振興施策に適切に反映されることを期待いたします。

新型コロナウイルスの影響は終息に至りませんが、条例の前文にもあるように、「文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるもの」であり、これまで川崎市が市民とともに積み上げてきた文化芸術活動を決して絶やさず、今後もより発展させていくことで、「個性と魅力が輝き、市民が生き活きと心豊かに暮らせるまちづくり」を進めていくことを願っています。

令和2年度文化アセスメント実施結果報告

1 対象事業及びその選定理由・実施経過

川崎市文化芸術活動支援事業（川崎市文化芸術活動支援奨励金）

（1）選定理由

川崎市文化芸術活動支援事業は、第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）の基本目標2施策1「文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供」及び基本目標3施策2「市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供」に該当する事業であり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う単年度事業であるが、事業の制度設計や内容について評価し、今後の文化芸術活動の支援に繋げていくため。

（2）実施経過

①資料確認及び動画視聴

令和3年2月16日 第54回会議

②事業担当課ヒアリング

令和3年7月6日 第55回会議

③報告書案の検討、確定

令和3年10月29日 第56回会議

④その他

応募動画が公開されているホームページを各委員が各自で確認

2 評価結果

川崎市文化芸術活動支援事業（川崎市文化芸術活動支援奨励金）

（1）事業の目的・概要

| | | |
|------------|---|--------------------------|
| 担当課 | 市民文化局市民文化振興室 | |
| 振興計画上の位置づけ | 基本目標 2 | 人材の育成と協働による文化芸術の振興 |
| | 施策 1 | 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供 |
| 振興計画上の位置づけ | 基本目標 3 | 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備 |
| | 施策 2 | 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供 |
| 事業概要 | 文化芸術活動により生計を立てており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動が中止となった川崎市内に住所または活動の拠点がある個人またはグループに対し、インターネット上で発信する文化芸術作品や子ども向けコンテンツを制作することに対して奨励金(1人5万円)を交付するもの。 | |
| 目的 | 新型コロナウイルス感染症の拡大により活動の場が制限され、資金面で活動の継続が困難となっている文化芸術の担い手等に対し、緊急の対応として活動を継続できるよう支援すること。併せて文化芸術に触れる機会を市民に提供すること。 | |

取組

| 名称 | 概要 |
|-------------------------------|---|
| 川崎市文化芸術活動支援事業（川崎市文化芸術活動支援奨励金） | <p>1 対象 次の条件の全てに当てはまる個人又はグループ（ただし、法人格を有するものを除く。） （1）川崎市内に住所または活動の拠点がある （2）令和2年2月26日以前の過去1年間に、川崎市内で文化芸術活動の実績がある（対価の支払いが行われているものに限る） （3）主として文化芸術活動に係る収入により生計を維持している （4）出演・展示予定だったイベントの中止など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入の減少が見込まれている</p> <p>2 動画企画の募集テーマ （1）作品：日頃からの文化芸術活動の成果や解説を動画にしたもの ・ダンス、音楽演奏、朗読、合唱、寸劇等のパフォーマンス ・絵画、工作等美術品等のライブ制作を録画 ・自身が関わった作品についての紹介、解説 ・専門分野についてのトーク ・アニメーションやドキュメンタリー等の短編映像 など （2）子ども向けコンテンツ：幼児・小学生を視聴の対象にした動画 ・楽器の演奏やダンス、工作等のコツを説明 ・絵画や彫刻等の鑑賞のポイントを分かりやすく解説 ・自作の紙芝居を上演 など</p> <p>3 募集期間・募集人数 令和2年5月25日（月）～令和2年6月10日（水）・600人程度</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>4 奨励金額 1人あたり5万円（上限額30万円・6人まで） ※奨励金予算額3,000万円</p> <p>5 応募件数・人数 283件・670人</p> <p>6 対象事業の選定 （1）有識者ヒアリング（令和2年6月24日（水）、25日（木）） 奨励事業選定に係る資料を有識者に送付し、内容を確認いただいた後に、テレビ電話等により、個別に意見聴取を実施 （2）川崎市文化芸術活動支援事業選定委員会（令和2年6月29日（月）、7月10日（金）、令和2年7月31日（金））</p> <p>7 選定結果 選定：250件（613人）、選定外：33件（57人）</p> <p>8 奨励金交付（動画配信）件数 247件（588人） ※選定250件のうち、3件は未交付（辞退1件、未申請2件）</p> <p>9 応募の内訳 文化芸術作品：181本、子ども向けコンテンツ：66本</p> |
|--|---|

(2) 評価

| |
|--|
| 取組への評価 |
| 川崎市文化芸術活動支援事業（川崎市文化芸術活動支援奨励金） |
| (1) 事業の目的（設定の妥当性、達成度、達成手段の妥当性） <p>文化芸術に携わる方々に対し緊急の対応として奨励金を交付することで、芸術文化の担い手を資金面で支援するとともに、動画を公開することで市民に文化芸術に触れる機会を創出するものである。新型コロナウイルス感染症拡大による文化芸術活動者の困難がテレビや新聞などでも報じられている中、緊急性を重視して本事業に取り組んだことで、芸術文化の担い手等の支援を迅速に行えたとともに、本市文化芸術振興計画の基本目標である「人材の育成と協働による文化芸術の振興」及び「市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備」に貢献している取組である。</p> <p>募集期間が短期間であったにもかかわらず、283件・670人もの応募があり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の文化芸術関係者のニーズに適合していたと考えられる。また、動画については現在までに14万回以上視聴されていることから、事業目的は概ね達成されていると考える。</p> <p>達成手段については、文化芸術に関する動画の制作による奨励金の支給を行うことにより、生計の維持が困難になっているプロの芸術関係者に対して、活躍の機会と支援金を提供することができ、また、制作された動画をインターネット公開したことで、コロナ禍で外出自粛を強いられる市民が文化芸術に触れる機会を提供することができたと評価できる。また、奨励金の選考に当たっては、市職員のみで選定せず、有識者ヒアリングで意見を聴取した。</p> |
| (2) 文化芸術性（独創性、育成支援） <p>奨励金の対象である動画のジャンルについて、ダンス、音楽、アニメーションなど幅広く対応できるように設定したことによって、市内の様々なアーティストに活動の機会を与え、各々の趣向を凝らした独創的な動画制作につながったといえる。</p> <p>本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けているプロの芸術家に対し速やかに支援することを目的の一つとしているが、当奨励金をきっかけに配信機材の調達を行ったという声があったことなど、コロナ禍における文化芸術活動の取組方法などを芸術家自身が考えるきっかけになった。また、制作した動画を広く市民に公開したこと、また、成果物は文化芸術の鑑賞だけでなく、子どもへの教材になるものにも広げたことで、子どもや若者が市内の様々な芸術家を知り、多様な文化芸術に触れるきっかけになった。</p> |
| (3) 市民とのかかわり（参加、満足度、周知度） <p>応募条件を市内に住所または活動の拠点がある人に限定し、短い応募期間であったにも関わらず、多数の応募があった。また、コロナで外出が難しい時期に動画配信によって成果物を公開したことで、インターネットを利用する多くの市民が鑑賞できるようになり、こうした取組は評価できる。</p> <p>申請者へのアンケート(86人回答)によると奨励金の手続き等についての満足度は5点満点中4点以上となっている。また、自由記述欄では肯定的な意見とともに更なる支援の提案も多かった。視聴者アンケートは、回答数が少なく評価が難しいが、現在までに14万回以上再生されており、今年度に入ってからコンスタントに視聴されていることから、申請者及び視聴者の満足度は比較的高いと考えられる。</p> <p>奨励金の募集に際しては、緊急事態宣言下、コロナによる外出自粛、市民利用施設の閉館の時期であったため、チラシ・ポスターの市施設での配架は難しいと判断し、市政だより、市ホームページ、市公式ツイッター、ラジオ番組「LOVEかわさき」等による告知、報道発表を行うとともに、文化財団や「音楽のまち・かわさき」推進協議会を通じた情報提供により周知を図った。タウンニュース宮前区版、神奈川新聞みんなの広場にも掲載されたが、申請者のアンケート結果を見ると、「友人・知人から聞いて知った」という方が過半数であったことから周知方法を検証する必要がある。また、制度上はあらゆるジャンルの文化芸術で応募可能であったが、音楽での応募が多数を占めていたことから、絵画や彫刻等の美術家に応募が可能であることが伝わるよう、広報の在り方を検証する必要があると考える。</p> |

(4) 効率・効果（波及効果、施設の利用管理、連携協働、費用の効率化）

動画の視聴者から、アーティストの紹介依頼があった。市内にこのように多彩な芸術家がいることを知らなかったとのことであり、アーティスト同士の交流を深めるきっかけとなった。また、同じような意見は視聴者アンケートでもみられており、市内の文化芸術活動（者）の周知にもつながった。これらのことから一定の波及効果があったといえる。

奨励金事業の募集に当たっては、市民文化大使 3 名と連携して、コロナ禍にある市民に向けたメッセージと演奏を届ける動画を制作し、川崎市文化芸術応援チャンネルで奨励金事業の動画とともに公開することで、市民への応援メッセージを発信した。また、新型コロナウイルスワクチン接種の大規模会場で、会場の BGM として動画の一部（クラシック音楽など）を流し、より多くの市民に奨励金による動画を通して文化芸術に触れられる機会を提供した。

令和 2 年 5 月 25 日から募集を開始し、6・7 月の選定を経て、8 月から奨励金を順次交付するなど、迅速に文化芸術を支援することができたと評価できる。また、現時点で 14 万回以上再生されており、公開から 1 年以上経った今も継続して視聴数が増加していることを踏まえると、成果物である動画をインターネット上に公開したことで、多くの市民が長期間にわたって鑑賞できるようにすることができたといえる。

総合評価

A : 継続 B : 改善 C : 見直し

評価の理由等

本事業は、文化芸術に携わる方々に対し奨励金を交付することで、緊急の対応として生計の維持が困難となっている芸術文化の担い手を支援するとともに、動画を公開することで市民に文化芸術に触れる機会を創出するものであり、新型コロナウイルス感染症拡大による文化芸術活動者の活動が困難となっている中で、インターネットによる募集と動画の提供を行ったことにより、多くの市民への本市の臨機な文化芸術活動支援の姿勢の発信につながるとともに、本市文化芸術振興計画の基本目標である「人材の育成と協働による文化芸術の振興」及び「市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備」に貢献している取組であると評価できる。

事業期間が短期間であったにも関わらず多数の応募があり、公開した動画の視聴数は 14 万回を超え、芸術文化の担い手への支援と市民への文化芸術に触れる機会の提供の目的を概ね達成したと考える。

一方、募集に関する広報は市政日より等で実施されたが、申請者へのアンケートによると「友人・知人から聞いた」の回答が過半数であり、広報媒体や手段について改善の必要がある。また、奨励金の金額や動画の制作という応募条件についても検討の必要があると考える。

提 言

- ・ 今後、同様の事業を実施する場合に備えて、効果的に事業を実施するため、実施方法等の課題を整理する必要がある。
- ・ 音楽ジャンルでの応募が多数を占めていたことから、他のジャンルの美術家にも応募が可能であることが伝わるよう、広報の在り方を検証する必要がある。
- ・ 事業の実施後のアンケートについて、今後の事業について参考になるものであるが、回答数が少なかったことから、回答数が増えるよう実施方法を検討する必要がある。
- ・ 本事業は、緊急の対応として芸術文化の担い手へ資金面で支援することが大きい目的の一つであったが、奨励金の金額が支援として十分だったのか、また、動画の制作という応募条件が支援として適切であったのかについて、検討する必要がある。

令和2年度文化アセスメント実施結果報告書
2021（令和3）年12月

川崎市文化芸術振興会議

（事務局） 川崎市市民文化局市民文化振興室
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
電話 044-200-2029
FAX 044-200-3248